

松山市消防団員応援事業所登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行う、松山市消防団員（以下「団員」という。）に対する優遇サービスを提供する松山市消防団員応援事業所（以下「応援事業所」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録)

第2条 団員に対し優遇サービスを提供しようとする者は、松山市消防団員応援事業所登録申込書（様式第1号）により、松山市消防団長（以下、「団長」という。）に申し込むものとする。

(表示証の交付)

第3条 団長は、応援事業所の登録を行ったときは、松山市消防団員応援事業所表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を申込者に対し交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

(1) 応援事業所内の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(消防団員証の提示)

第5条 団員は、応援事業所からサービス等の提供を受けようとするときは、松山市消防団員規則（平成24年規則第7号）に定める消防団員証を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第6条 団長は、応援事業所の名称等を、本市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 団長は、応援事業所が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は応援事業所としての登録が適当でないとき、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を団長へ返還又は破棄

しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 応援事業所は、団員に対する優遇サービスの提供を停止しようとするときは、団長にその旨を連絡しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、団長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

松山市消防団員応援事業所登録申込書

年 月 日

松山市消防団長様

当事業所は、松山市消防団員応援事業所としての登録を申し込み、下記のとおり松山市消防団員に優遇サービスを提供することにより、松山市消防団員を応援します。

ふりがな 店舗・事業所名称			
所在地			
ふりがな 代表者氏名			
担当者氏名			
電話番号	()	—	
FAX番号	()	—	
メールアドレス		HPアドレス	
営業時間	時 分 ~	時 分	(24時間表示)
定休日			
提供いただけるサービス等の内容	対象	備考	

※上記内容については、ホームページ等に掲載させていただきます。ご了承ください。

※E-MAIL・FAXでの提出可。到着後、こちらからお電話にて連絡いたします。

宛先：松山市消防局地域消防推進課 消防団担当

E-mail sbchiiki@city.matsuyama.ehime.jp

TEL 089-926-9229 FAX 089-926-9189

(記入例)

提供いただけるサービス等の内容	対象	備考
購入金額の〇%割引	団員証提示者	一部商品は除く。
お食事料金の〇%割引	団員証提示者を含む団体全員	ランチは対象外
ドリンク一杯無料サービス	団員証提示者を含む団体全員	一人様3,000円以上の飲食に限る。
ボウリングワンゲーム無料	団員証提示者を含む団体全員	3ゲーム以上プレイした方に限る。
ポイント2倍	ポイントカードを有する団員証提示者	500円以上購入に限る。
粗品進呈	団員証提示者1名及び同伴家族2名まで	お食事いただいた方に限る。
全品50円引き	団員証提示者1名につき、同伴者2名まで	他のサービス券等は併用不可
入浴料金半額又は割引	団員証提示者及び同伴家族	土日祝祭日は除く。

